

川崎市自立支援教育訓練給付金事業実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、川崎市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、訓練給付金の支給等に関する取扱いについて定め、事務の適正化を図ることを目的とする。

(母子・父子自立支援プログラム策定)

第2条 要綱第4条第1号に規定する、母子・父子自立支援プログラム策定にあたっては、母子・父子自立支援プログラム策定員は、支給申請者の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、支給申請者の職業経験、技能、所得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められるか等、受講の必要性について充分把握するものとする。

(母子福祉資金及び父子福祉資金貸付との併用)

第3条 市長は、支給申請者の状況に応じて、訓練給付金の支給と母子福祉資金及び父子福祉資金の貸付の併用を認めることとする。ただし、この場合の母子福祉資金及び父子福祉資金の貸付は必要最小限とする。

(給付金申請の際の添付書類について)

第4条 要綱第7条第3項第1号の規定に基づく添付書類について、配偶者のない女子または男子で現に児童を扶養していることの確認については、現に児童扶養手当を受給している者からの申請であれば、その証書の写しにより、戸籍謄本の提出を省略できるものとする。

(受給要件の審査に係る留意事項)

第5条 過去に雇用保険制度の教育訓練給付金を受給した者及び高等職業訓練促進給付金を受給した者、求職者支援制度による職業訓練受講給付金を受給した者についても、こうした他制度における受給状況を十分聴取して、事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくと認められる場合は、訓練給付金を支給することとする。

2 支給申請者が希望する講座の受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握したうえでなお、確認が必要な場合等には、住所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認することとする。

3 対象とする講座の指定については、支給申請者の意向も踏まえつつ、支給申請者が適職に就く観点から適当な講座であるかも含め審査を行うこととする。また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの的確な支援を行うものとする。

(訓練給付金の支給に係る領収書)

第6条 要綱第10条第3項第2号に規定する領収書等については、次の各号に掲げる事項又はそれに類するものが記載されていることを必要とする。なお、受講者がクレジットカードの利用等クレジットカード会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジットカード証

明書（クレジット伝票の受講者用控に施設が必要事項を付記したものを含む。）とすること。

- （１）教育訓練施設の名称
- （２）受講者（支払者）氏名
- （３）領収額（又はクレジット契約額）
- （４）領収日（又はクレジット契約日）
- （５）領収印
- （６）教育訓練講座名
- （７）領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）

附 則

この要領は、平成１６年６月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２５年１月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２６年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年３月２３日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年１１月１８日から施行し、令和６年８月３０日から適用する。